

境港市建設工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事をいう。

2 この要綱において「測量等業務」とは、測量（測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務をいう。）、地質調査（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業者の行う地質調査をいう。）及び補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタントの行う業務をいう。）をいう。

(公示)

第3条 市長は、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による競争入札に参加する者の資格審査を行うため、必要な事項を定めて公示するものとする。

(申請書の提出)

第4条 建設工事及び測量等業務の入札に参加を希望する者は、別に定める入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

(入札参加資格審査及び格付)

第5条 市長は、前条により申請書を提出した者について、申請書の添付書類等により適格性を審査し、入札参加資格の有無を決定する。

2 建設工事において、入札参加資格を有すると認められた者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者で、土木一式工事（一般）、建築一式工事（一般）、舗装工事、管工事又は電気工事を希望する者については、別に定める境港市建設工事入札参加資格者格付審査要綱（平成15年1月1日施行）に基づき格付を行う。

(1) 境港市内に本店を有する者

(2) 境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格に係る市内業者及び準市内業者の認定要綱(令和3年3月1日施行)第5条第1項により準市内業者として認められた者

(入札参加資格者名簿)

第6条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有する者を決定したときは、入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(入札参加資格の有効期限)

第7条 第5条の規定による入札参加資格の有効期間は、2ヶ年度以内とする。ただし、次年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

(入札参加資格の引継)

第8条 第5条の規定による入札参加資格は、市長が適当と認めるときは他に引き継ぐことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

(建設工事入札合理化対策要綱の廃止)

2 建設工事入札合理化対策要綱(平成11年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。